説明・協議事項（１）

７月定例教育委員会　資料	
年月日	平成２９年7月２５日
担当課	学校保健給食課

「鳥取市就学援助費交付要綱」の一部改正について

１．改正（案）の内容

平成２９年度における「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」の一部改正に伴い、就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給金額を変更する。

同じく、就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給方法について「前年度３月又は６月に支給」に変更するとともに、所要の整理を行うものである。

別表第２（第４条関係）中「新入学児童生徒学用品費」の支給金額を

小学校　20,470 円を 40,600 円に変更

中学校　23,550 円を 47,400 円に変更

別表第２（第４条関係）中「新入学児童生徒学用品費」の支給方法を

『６月に支給』を『前年度３月又は６月に支給』に変更

鳥取市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱

鳥取市就学援助費交付要綱（平成２４年４月１日制定）の一部を次のように改正する。

第２条中「有し」の次に「、鳥取市立又は国立の」を加える。

第３条第５号中（５）「児童生徒が」を「鳥取市立小学校の児童又は鳥取市立中学校の生徒が」に改める。

別表第２新入学児童生徒学用品費の項中「６月に支給」を「前年度の３月又は６月」に、「２０，４７０円」を「４０，６００円」に、「２３，５５０円」を「４７，４００円」に改める。

附　則

この要綱は、平成２９年７月１日から施行し、この要綱による改正後の鳥取市就学援助費交付要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

鳥取市就学援助費交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して、就学に要する援助（以下「就学援助」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　就学援助の対象となる者は、鳥取市内に住所を有し、鳥取市立又は国立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に定める要保護者（以下「要保護者」という。）

⑵　別表第１の要件を満たす者で、鳥取市教育委員会（以下「委員会」という。）が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護者」という。）

⑶　激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２条の規定により指定されたものをいう。）の被災者であって、委員会が特に就学援助の必要があると認める者（以下「被災者」という。）

（対象経費）

第３条　就学援助の対象となる経費（以下「就学援助費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前条第１項第１号に規定する者のうち生活保護法第１３条の規定による教育扶助を受けている者については、第１号及び第７号に掲げるものに限る。

⑴　修学旅行費

児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ１回に限る。）に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担するべきこととなるその他の経費

⑵　学用品費・通学用品費

児童生徒が通常必要とする学用品の購入費及び小学校又は中学校の第２学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品の購入費

⑶　新入学児童生徒学用品費

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

⑷　校外活動費

ア　児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費」（泊を伴わないもの）という。）

イ　児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費」（泊を伴うもの）という。）

⑸　通学費

鳥取市立の小学校又は中学校の児童生徒が通学に利用する交通機関に係る運賃（最も経済的な通常の経路及び方法で片道の通学距離が児童においては４㎞以上、生徒においては６㎞以上とする。ただし、特別支援学級に在籍する児童生徒については、通学距離は問わないものとする。）

⑹ 給食費

鳥取市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒が受ける学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第３条第１項に規定する学校給食に要する経費

⑺ 医療費

鳥取市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和３３年政令第１７４号）第８条に定める疾病にかかった場合に当該疾病のための医療に要する経費

（支給金額）

第４条　就学援助費の額は、別表第２に定めるところによる。

（申請手続）

第５条　準要保護者又は被災者の認定を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付対象者認定兼交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号の書類を添えて学校長を経由して委員会に提出しなければならない。

⑴ 別表第１第１項に該当する場合　同項に該当することを証する書類

⑵ 別表第１第２項に該当する場合　前年の世帯の所得額が算定できる書類

⑶ 被災者の場合　被災したことを証する書類

（審査及び通知）

第６条　委員会は、申請書を受理したときは、遅滞なく内容を審査して認定又は不認定の決定を行い、審査の結果を就学援助費支給決定通知書（様式第２号）又は不認定通知書（様式第３号）をもって速やかに申請者に通知するものとする。

２　申請者は、申請者及び同一世帯員の収入並びに世帯の状況について、審査に必要な調査を承諾するものとする。

３　委員会は、第１項の決定を行うために必要があると認めるときは、学校長を通じて申請者に対し、必要書類の提出を求めることができる。

４　委員会は、第１項の決定を行うために必要があると認めるときは、学校長及び民生児童委員に助言を求めることができる。

（認定の期間）

第７条　要保護者の認定期間は、生活保護法に基づき保護を受けている期間とする。

２　準要保護者又は被災者の認定期間は、次の各号のとおりとする。

⑴ 委員会が別に定める日までに申請のあった者は、４月１日から当該年度の末日までとする。

⑵ 委員会が別に定める日後に申請のあった者は、次に掲げる期間とする。ただし、委員会が別に定める日までに申請する意思はあったが、前年の世帯の所得額が算定できる書類を揃えることができず、やむを得ず申請できない場合において当該年度の６月

に前年所得の証明が可能となり次第、委員会の指定する期間内に書類を提出した者に係る認定期間の始期については４月１日と、激甚災害により被災した者に係る認定期間の始期については４月１日又は当該災害により被災し若しくは避難のため鳥取市に転入してきた日のいずれか遅い日とするものとする。

ア　当該月の１５日までに委員会が受理した者については、委員会が受理した日の属する月の初日から当該年度の末日まで

イ　当該月の１６日以降に委員会が受理した者については、委員会が受理した日の属する月の翌月の初日から当該年度の末日まで

３　第２条各号に掲げる者のいずれかの認定を受けた者（以下「被認定者」という。）が年度途中で市外へ転出した場合は、前項の規定にかかわらず、転出した日をもって当該認定期間は終了したものとみなす。

（援助の停止及び認定の取消）

第８条　被認定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、委員会は、前条に規定する認定期間中であっても就学援助費の停止又は認定の取消をすることができる。

⑴　被認定者が辞退届（様式第４号）をもって就学援助を辞退したとき。

⑵　別表第１に規定する要件を欠くことが明らかとなったとき。

⑶　申請の際、虚偽の申告により認定を受けたことが判明したとき。

⑷　児童生徒が、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４１条に規定する児童養護施設又は同法第４４条に規定する児童自立支援施設に入所したとき。

⑸　その他委員会が必要と認めたとき。

２　委員会は、就学援助費の停止又は認定取消となった被認定者に対して、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命じることができる。

（援助の方法）

第９条　就学援助費は、被認定者に対して金銭にて支給することとする。ただし、被認定者は、就学援助費の請求及び受領に関して、児童生徒が在学する学校の学校長又は児童生徒の親権を行う者に委任することができる。

２　委員会は、第３条第７号に規定する医療費について、児童生徒の診療を行った医療機関及び調剤を行った薬局の請求に基づき、被認定者の支払うべき負担額を当該医療機関及び薬局へ支払うものとする。ただし、やむを得ない場合は、被認定者へ直接支払うことができる。

３　前項の医療費の請求及び受領は、当該医療機関及び薬局の所属する公益法人に委任することができる。

（報告事項）

第１０条　学校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に速やかに報告しなければならない。

⑴　第８条第１項第１号から第４号までに該当するとき。

⑵　児童生徒が転学したとき。

⑶　就学援助費の支給を要しなくなったとき。

（委任）

第１１条　この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第２項の規定は、平成２４年１月１日から施行する。

（準備行為）

２　この要綱の規定による就学援助費交付に係る第５条の申請手続きは、この要綱の施行前においても行うことができる。

附　則（平成２６年６月２５日）

この要綱は、平成２６年６月２５日から施行し、平成２６年４月１日より適用する。

附　則（平成２８年４月１日）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

準要保護認定要件

１　前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかに該当する措置を受けた者

⑴　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

⑵　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条第１項に基づく市民税の非課税

⑶　地方税法第３２３条に基づく市民税の減免

⑷　地方税法第７２条の６２に基づく個人の事業税の減免

⑸　地方税法第３６７条に基づく固定資産税の減免

⑹　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第８９条及び第９０条第１項に基づく国民年金の掛金の減免

⑺　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７７条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

⑻　児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条第１項に基づく児童扶養手当の支給

⑼　生活福祉資金貸付制度による貸付け

２　前項に該当する者以外の者で、前年の世帯収入と世帯構成により算出された生活保護基準額との比較の結果、世帯収入が生活保護基準額の１．３倍以下となる者

３　その他委員会が特に必要と認める者

別表第２（第４条関係）

支給費目	支給方法	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）
修学旅行費	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和６２年５月１日制定）の規定に準じた補助対象経費内	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の規定に準じた補助対象経費内
学用品費・通学用品費	６月及び１０月に分けて支給	第１学年　５，７１０円×２回 その他　６，８２５円×２回	第１学年　１１，１６０円×２回 その他　１２，２７５円×２回
新入学児童生徒学用品費	前年度３月または６月に支給	４０，６００円	４７，４００円
校外活動費（泊を伴わないもの）	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料（限度額１，５７０円）	交通費及び見学料（限度額２，２７０円）
校外活動費（泊を伴うもの）	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料（限度額３，６２０円）	交通費及び見学料（限度額６，１００円）
通学費	交通機関が発行した定期券等を購入したことを証する書面に基づき年２回支給	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額
給食費	該当月の翌月に支給	(食数の実績による支給) １食単価の７割相当額	(食数の実績による支給) １食単価の７割相当額
医療費	医療機関又は薬局からの請求に基づき随時支払	学校において発見された学校保健安全法施行令第８条第１項第１号から第６号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額	学校において発見された学校保健安全法施行令第８条第１項第１号から第６号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額

＊　学校保健安全法施行令第８条

１．　トラコーマ及び結膜炎
２．　白癬、疥癬及び膿痂疹
３．　中耳炎
４．　慢性副鼻腔炎及びアデノイド
５．　齲歯（う歯）
６．　寄生虫病（虫卵保有を含む。）

鳥取市就学援助費交付要綱新旧対照表

改正後

第２条　就学援助の対象となる者は、鳥取市内に住所を有し、鳥取市立又は国立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

第３条

（５）通学費

鳥取市立の小学校又は中学校の児童生徒が通学に利用する交通機関に係る運賃（最も経済的な通常の経路及び方法で片道の通学距離が児童においては４㎞以上、生徒においては６㎞以上とする。ただし、特別支援学級に在籍する児童生徒については、通学距離は問わないものとする。）

別表第２（第４条関係）

支給費目	支給方法	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）
修学旅行費	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和６２年５月１日制定）の規定に準じた補助対象経費内	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の規定に準じた補助対象経費内
学用品費・通学用品費	６月及び１０月に分けて支給	第１学年　５，７１０円×２回	第１学年　１１，１６０円×２回
		その他　６，８２５円×２回	その他　１２，２７５円×２回
新入学児童生徒学用品費	前年度３月又は６月に支給	４０，６００円	４７，４００円
校外活動費（泊を伴わないもの）	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料（限度額１，５７０円）	交通費及び見学料（限度額２，２７０円）
校外活動費（泊を伴うもの）	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料（限度額３，６２０円）	交通費及び見学料（限度額６，１００円）
通学費	交通機関が発行した定期券等を購入したことを証する書面に基づき年２回支給	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額
給食費	該当月の翌月に支給	(食数の実績による支給) １食単価の７割相当額	(食数の実績による支給) １食単価の７割相当額
医療費	医療機関又は薬局からの請求に基づき随時支払	学校において発見された学校保健安全法施行令第８条第１項第１号から第６号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額	学校において発見された学校保健安全法施行令第８条第１項第１号から第６号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額

＊　学校保健安全法施行令第８条

１．トラコーマ及び結膜炎

２．白癬、疥癬及び膿痂疹

３．中耳炎

４．慢性副鼻腔炎及びアデノイド

５．齲歯（う歯）

６．寄生虫病（虫卵保有を含む。）

改正前

第２条　就学援助の対象となる者は、鳥取市内に住所を有し小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

第３条

（５）通学費

児童生徒が通学に利用する交通機関に係る運賃（最も経済的な通常の経路及び方法で片道の通学距離が児童においては４㎞以上、生徒においては６㎞以上とする。ただし、特別支援学級に在籍する児童生徒については、通学距離は問わないものとする。）

別表第２（第４条関係）

支給費目	支給方法	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）
修学旅行費	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和６２年５月１日制定）の規定に準じた補助対象経費内	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の規定に準じた補助対象経費内
学用品費・通学用品費	６月及び１０月に分けて支給	第１学年　５，７１０円×２回	第１学年　１１，１６０円×２回
		その他　６，８２５円×２回	その他　１２，２７５円×２回
新入学児童生徒学用品費	６月に支給	２０，４７０円	２３，５５０円
校外活動費（泊を伴わないもの）	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料（限度額１，５７０円）	交通費及び見学料（限度額２，２７０円）
校外活動費（泊を伴うもの）	学校長からの対象児童生徒に係る経費の報告に基づき随時支給	交通費及び見学料（限度額３，６２０円）	交通費及び見学料（限度額６，１００円）
通学費	交通機関が発行した定期券等を購入したことを証する書面に基づき年２回支給	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額	最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費の額
給食費	該当月の翌月に支給	(食数の実績による支給) １食単価の７割相当額	(食数の実績による支給) １食単価の７割相当額
医療費	医療機関又は薬局からの請求に基づき随時支払	学校において発見された学校保健安全法施行令第８条第１項第１号から第６号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額	学校において発見された学校保健安全法施行令第８条第１項第１号から第６号までに掲げる疾病により医療機関に受診した場合の医療機関又は薬局に支払うべき自己負担額

＊　学校保健安全法施行令第８条

１．トラコーマ及び結膜炎

２．白癬、疥癬及び膿痂疹

３．中耳炎

４．慢性副鼻腔炎及びアデノイド

５．齲歯（う歯）

６．寄生虫病（虫卵保有を含む。）